



女性に対する暴力をなくす運動 期間

11月12日㊥25日㊤は「女性に対する暴力をなくす運動期間」、11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害です。暴力に対して正しい知識を持ち、女性に対する暴力の根底にある女性の人権の軽視をなくし、女性の人権を尊重するなど、私たちにできることを考えてみましょう。

町では、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージを込めて、パープルライトアップを実施します。

期 11月12日㊥

時 午後5時～10時

場 役場南側町章部分

▼「女性に対する暴力をなくす運動」内閣府ホームページ

URL https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html

問 健康福祉課 福祉室
☎ 26・2246 (直通)

ひとりで悩んでいませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。

問い合わせ先
健康福祉課 福祉室
☎ 26-2246(直通)



◀相談窓口一覧
(県ホームページ)

警察 による

犯罪被害者などへの支援

警察では、犯罪の被害者やそのご家族の精神的・経済的負担などの軽減を図るため、さまざまな支援を行っています。

● 各種制度の案内や捜査状況の連絡などの情報提供

● 相談の受理(女性職員対応可)

● 臨床心理士によるカウンセリング

● 付き添いなどの支援や関係機関の紹介

● 被害者用事情聴取室などの整備

● 殺人や性犯罪などの被害に伴う被害者の初診料、検査料、診断書料、遺体搬送費用および遺体修復費、自宅で凶悪犯罪の被害にあった際の転居費用などの補助

● 同一加害者から生命・身体などの被害を受けないための安全確保措置

問 県警察本部広報広聴課犯罪被害者支援室

☎ 027・243・0110(代表)

渋川警察署警務課

☎ 23・0110(代表)

県営住宅 12月定期募集

▼入居資格 現在住宅に困っている人

※世帯収入による制限あり

※連帯保証人不要、単身での申し込み可能

▼申込用紙・募集案内配布

県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県民センター(群馬県庁2階)、県土木事務所、県保健福祉事務所、役場など

▼申込期間

12月1日㊥15日㊤

▼申し込み方法

所定の申込用紙を県住宅供給公社へ郵送またはメール

※入居者は公開抽選で選定します。

※随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。

問 県住宅供給公社

☎ 027・223・5811

FAX 027・223・9808



避難所開設訓練

期 11月16日㊥

時 午前9時～午後1時

場 明治地区児童屋内体育施設
(明治小学校体育館)

内 受付業務、ルール決め、段ボールベッド設置、ブース展示など
※ご自由に見学いただけます。

問 総務課 協働安全室

☎ 26・2243 (直通)

慰霊友好親善事業

先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、慰霊友好親善事業の参加者を募集しています。

父などの戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を実施するとともに、現地の住民と友好親善をはかることを目的としている事業です。

費 1人10万円

日程・実施地域など詳細についてはお問い合わせください。

問 (一財)日本遺族会事務局

☎ 03・3261・5521

11月は計量強調月間です

私たちの身の回りには、物の長さや重さ、量を計るための「計量器」と呼ばれる機器がたくさんあります。スーパーの量り売り用のばかりや、ガソリンスタンドの給油メーター、水道・ガス・電力の使用量を記録するメーター、また、家庭内には、体重計や血圧計、体温計などがあり、私たちの暮らしを支えています。

現行の計量法が施行された11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」として定めています。この機会に、身の回りの「計量」に目を向けてみましょう。群馬県計量検定所では、家庭の体重計や料理用ばかりなどの精度確認のご依頼を受け付けています。また、計量についての相談にも応じています。お気軽にご利用ください。

相談日

㊤㊦(金)・年末年始を除く

相談時間

午前9時～午後4時

相談方法

来所または電話

相談・問い合わせ先

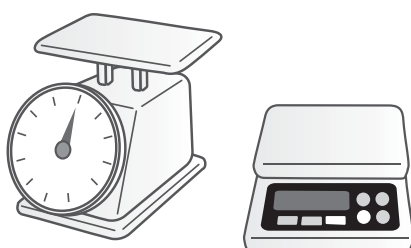
〒379-2152

前橋市下大島町81-13

群馬県計量検定所

☎ 027・263・2436

FAX 027・263・3142



過労死等防止対策推進シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメントなどの労働問題によって多くの尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ、深刻な社会問題となっています。

有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族なども登壇し、過労死などの現状や課題、防止対策について考えます。

期 11月26日㊤

時 午後1時30分～3時30分(午後1時から受け付け)

場 高崎市右押町12番24号

Gメッセ群馬(群馬コンベンションセンター)2階中会議室

201

費 無料

詳細、申し込み方法は「過労死等防止対策推進シンポジウム」の特設サイトをご確認ください。



▲「過労死等防止対策推進シンポジウム」特設サイト

問 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者(株)プロセスユニーク

☎ 0570・026・027



第66回 全群馬

近代こけしコンクール

▼コンクール部門・出品資格

□□技法を応用し、木の素材を活かした新作の作品に限ります。

県内在住のこけし生産者など

●第一部 創作こけし

●第二部 新型こけし

●第三部 木地玩具

こけし制作を趣味で行う中学生以上の県内在住者

●第四部 一般の部

※「一般の部」へ出品希望の人で、自身でこけし成形が難しい場合は、一定の形の木地(木材をこけしの形に成形したもの)を無償で提供することが可能です。ご希望の人はこけし協同組合(卯三郎こけし ☎54・6766)へご相談ください。
 ④ 次のいずれかの方法で申し込んでください。
 ① 下記二次元コードからお申し込みください。



▲申し込みフォーム

② 所定の申込用紙に必要事項を記入し、県観光物産国際協会へ提出してください。申込書は、県ホームページからダウンロードできるほか、役場産業振興室でも配布しています。



▲県ホームページ

締 12月19日(金)

▼審査会 令和8年2月6日(金)

▼一般公開 令和8年2月6日(金)～9日(月)

問 県観光リトリート推進課インバウンド・誘客促進係

☎ 027・226・3381

1人でも雇ったら、労働保険の成立手続きが必要です

「労働保険」とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険の総称です。常勤、パート、アル

バイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、労働保険の成立手続きを行う義務が生じます。手続きを行っていない事業主は、速やかに手続きを行ってください。

問 県労働局 労働保険徴収室
 ☎ 027・896・4734

労働保険に入っていれば…

POINT.1 会社も安心。

POINT.2 働く人も安心。

POINT.3 働く人の家族も安心。

電子申請なら
24時間、365日
いつでも手続可能!
口座振替納付も便利

はたらく安心、つなぐ安心。
労災保険 雇用保険

労働保険

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

普 通 救 命 講 習

渋川広域消防本部では心肺蘇生、自動体外式除細動器(AED)の使用方法および異物除去、止血法を習得する普通救命講習を開催します。受講にはeラーニングの受講が必須となります。

※インターネット環境にない人のお申し込みについては、別途相談します。

受講者には「普通救命講習修了証」が交付されます。

期 12月13日(土)

時 午前9時～11時

場 渋川市社会福祉センター 4階

大会議室(渋川市渋川1760-1)

対 渋川広域圏内に在住・在勤・在学者

定 30人 ※先着順

費 無料

※動きやすい服装でお越しく下さい。

▼申込期間

11月25日(火)～12月5日(金)

問 渋川広域消防本部警防課救急係

☎ 25・4192(直通)

平日午前9時～午後5時